

ICT 工事实績証明書の運用上に関する QA（案）

Q

ICT活用工事証明書の発行は、ICT活用工事の発注者指定型、施工者希望 A 型、施工者希望 B 型のいずれにもならなかった工事（契約後に承諾により ICT 活用した場合など）でも対象となりますか。

A

ICT 活用工事証明書は、ICT 活用の施工プロセス（※）のいずれかが実施されたことを確認し、その施工プロセスを証明するものです。

具体的には、創意工夫に関する実施計画に ICT 活用の内容が記載され、実施報告書等で下記①～⑤のうち1つでも履行したことが確認できれば、工事实績証明書の発行対象となります。

※ICT 活用の施工プロセス（港湾・漁港工事の ICT 活用工事では一部表現が異なります）

- ①3 次元起工測量 ②3 次元設計データ作成 ③ICT 建機による施工
- ④3 次元出来高管理等 ⑤3 次元データの納品

【補足】

発行された証明書は、総合評価方式の入札での申請書類として活用できます。
なお、総合評価方式における加点評価の基準は、各工事によって異なりますので、入札公告によりご確認ください。